

秋田市教育委員会
平成30年5月定例会
(案件・資料)

【資料目次】

付議案件

- 議案第15号 秋田市立小、中学校通学区域の一部を改正する件 … 1

協議事項

- (1) コミュニティ・スクールの導入について … 8
(2) 御所野学院高等学校入学者選抜について … 10
(3) 平成30年度秋田市立小・中学校教科用図書の採択について … 13
(4) 平成30年度秋田市教育委員会学校訪問(案)について … 19
(6) 平成30年度「新成人のつどい」実施方針(案)について … 22

教育長等の報告

- (1) 平成30年度教育委員会事務の点検・評価について … 24
(2) 学校閉庁日について … 27
(3) 部活動のあり方について … (別途)

議案第15号

秋田市立小、中学校通学区域の一部を改正する件

平成30年5月25日提出

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

秋田市立小、中学校通学区域の一部を次のように改正する。

秋田市立小学校通学区域表の上北手小学校の表山手台の項の次に次のように加える。

南ヶ丘	一丁目、二丁目、三丁目
-----	-------------

秋田市立中学校通学区域表の城南中学校の表山手台の項の次に次のように加える。

南ヶ丘	一丁目、二丁目、三丁目
-----	-------------

附 則

施行期日は、平成30年6月1日とする。

提案理由

上北手地区の住居表示の実施に伴い、上北手小学校および城南中学校の通学区域に関する規定を改めるため、改正しようとするものである。

秋田市立小、中学校通学区域の一部改正

第1 改正理由

上北手地区の住居表示の実施に伴い、上北手小学校および城南中学校の通学区域に関する規定を改めるため、改正しようとするものである。

第2 改正要旨

1 秋田市立小学校通学区域表関係

上北手小学校の通学区域表に南ヶ丘一丁目、南ヶ丘二丁目および南ヶ丘三丁目を加えるもの

2 秋田市立中学校通学区域表関係

城南中学校の通学区域表に南ヶ丘一丁目、南ヶ丘二丁目および南ヶ丘三丁目を加えるもの

3 附則関係

施行は、平成30年6月1日からとするもの

秋田市立小、中学校通学区域新旧対照表

改 正 案		現 行	
秋田市立小学校通学区域表		秋田市立小学校通学区域表	
保戸野小学校～四ツ小屋小学校（略）		保戸野小学校～四ツ小屋小学校（略）	
上北手小学校		上北手小学校	
牛島	東七丁目31番20号～（※牛島小学校）	牛島	東七丁目31番20号～（※牛島小学校）
山手台	一丁目、二丁目、三丁目	山手台	一丁目、二丁目、三丁目
南ヶ丘	一丁目、二丁目、三丁目		
上北手荒巻字	荒巻、堺切、鳥越、前田、向谷地、割田	上北手荒巻字	荒巻、堺切、鳥越、前田、向谷地、割田
上北手大杉沢字	家ノ前、大杉沢、刈又沢、木荒沢、千刈田、藤根、前田、湯殿、湯田	上北手大杉沢字	家ノ前、大杉沢、刈又沢、木荒沢、千刈田、藤根、前田、湯殿、湯田
上北手大山田字	大平沢、豊口、縄手ノ上、鼻古久利	上北手大山田字	大平沢、豊口、縄手ノ上、鼻古久利
上北手小山田字	小山田、駒込、桜田、山造沢	上北手小山田字	小山田、駒込、桜田、山造沢
上北手古野字	老方、大繫沢、台、館越、地竹沢、寺田、早坂、蛭田、深田沢、松沢、向老方、四枚田、脇ノ田	上北手古野字	老方、大繫沢、台、館越、地竹沢、寺田、早坂、蛭田、深田沢、松沢、向老方、四枚田、脇ノ田
上北手猿田字	後谷地、大場沢、猿田沢、篠田台、砂子沢、底沢、竹山、館ノ下、堤ノ沢、寺ノ沢、寺村、中谷地、苗代沢、ハテノ内、二ツ寺、宝竜崎、弥生館、四ツ小屋	上北手猿田字	後谷地、大場沢、猿田沢、篠田台、砂子沢、底沢、竹山、館ノ下、堤ノ沢、寺ノ沢、寺村、中谷地、苗代沢、ハテノ内、二ツ寺、宝竜崎、弥生館、四ツ小屋
上北手百崎字	石川、内山、境田、諏訪ノ沢、二夕子沢	上北手百崎字	石川、内山、境田、諏訪ノ沢、二夕子沢
下北手小学校～雄和小学校（略）		下北手小学校～雄和小学校（略）	
秋田市立中学校通学区域表		秋田市立中学校通学区域表	
秋田東中学校～豊岩中学校（略）		秋田東中学校～豊岩中学校（略）	
城南中学校		城南中学校	
檜山城南新町	1番～9番、13番～21番、24番～29番、33番～35番	檜山城南新町	1番～9番、13番～21番、24番～29番、33番～35番
牛島	東一丁目、東二丁目、東三丁目、東四丁目、東五	牛島	東一丁目、東二丁目、東三丁目、東四丁目、東五

	丁目、東六丁目、東七丁目1～31番19号、東七丁目31番20号～、西一丁目、西二丁目、西三丁目、西四丁目、南一丁目、南二丁目
大住	一丁目、二丁目、三丁目、四丁目
仁井田	福島一丁目、福島二丁目、二ツ屋一丁目、二ツ屋二丁目、緑町、潟中町、露見町（※御野場中学校）、小中島
山手台	一丁目、二丁目、三丁目
南ヶ丘	一丁目、二丁目、三丁目
牛島字	西潟敷、東潟敷、谷地
上北手荒巻字	荒巻、堺切、鳥越、前田、向谷地、割田
上北手大杉沢字	家ノ前、大杉沢、刈又沢、木荒沢、千刈田、藤根、前田、湯殿、湯田
上北手大山田字	大平沢、豊口、縄手ノ上、鼻古久利
上北手小山田字	小山田、駒込、桜田、山造沢
上北手古野字	老方、大繋沢、台、館越、地竹沢、寺田、早坂、蛭田、深田沢、松沢、向老方、四枚田、脇ノ田
上北手猿田字	後谷地、大場沢、猿田沢、篠田台、砂子沢、底沢、竹山、館ノ下、堤ノ沢、寺ノ沢、寺村、中谷地、苗代沢、ハテノ内、二ツ寺、宝竜崎、弥生館、四ツ小屋
上北手百崎字	石川、内山、境田、諏訪ノ沢、二夕子沢
仁井田字	大野、潟中島、小中島、猿田川端、新中島、西潟敷、福島36番～46番

以下（略）

	丁目、東六丁目、東七丁目1～31番19号、東七丁目31番20号～、西一丁目、西二丁目、西三丁目、西四丁目、南一丁目、南二丁目
大住	一丁目、二丁目、三丁目、四丁目
仁井田	福島一丁目、福島二丁目、二ツ屋一丁目、二ツ屋二丁目、緑町、潟中町、露見町（※御野場中学校）、小中島
山手台	一丁目、二丁目、三丁目
牛島字	西潟敷、東潟敷、谷地
上北手荒巻字	荒巻、堺切、鳥越、前田、向谷地、割田
上北手大杉沢字	家ノ前、大杉沢、刈又沢、木荒沢、千刈田、藤根、前田、湯殿、湯田
上北手大山田字	大平沢、豊口、縄手ノ上、鼻古久利
上北手小山田字	小山田、駒込、桜田、山造沢
上北手古野字	老方、大繋沢、台、館越、地竹沢、寺田、早坂、蛭田、深田沢、松沢、向老方、四枚田、脇ノ田
上北手猿田字	後谷地、大場沢、猿田沢、篠田台、砂子沢、底沢、竹山、館ノ下、堤ノ沢、寺ノ沢、寺村、中谷地、苗代沢、ハテノ内、二ツ寺、宝竜崎、弥生館、四ツ小屋
上北手百崎字	石川、内山、境田、諏訪ノ沢、二夕子沢
仁井田字	大野、潟中島、小中島、猿田川端、新中島、西潟敷、福島36番～46番

以下（略）

議案第66号

町および字の区域ならびにその名称を変更する件

次のとおり本市の町および字の区域ならびにその名称を変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成30年2月16日提出

秋田市長 穂 積 志

1 町および字の区域ならびにその名称
別図1から別図2に変更する。

2 実施予定期日
平成30年6月1日

提案理由

上北手地区の住居表示の実施に伴い、町および字の区域ならびにその名称を変更するため、議会の議決を求めようとするものである。

コミュニティ・スクールの導入について

1 平成31年度からの導入について

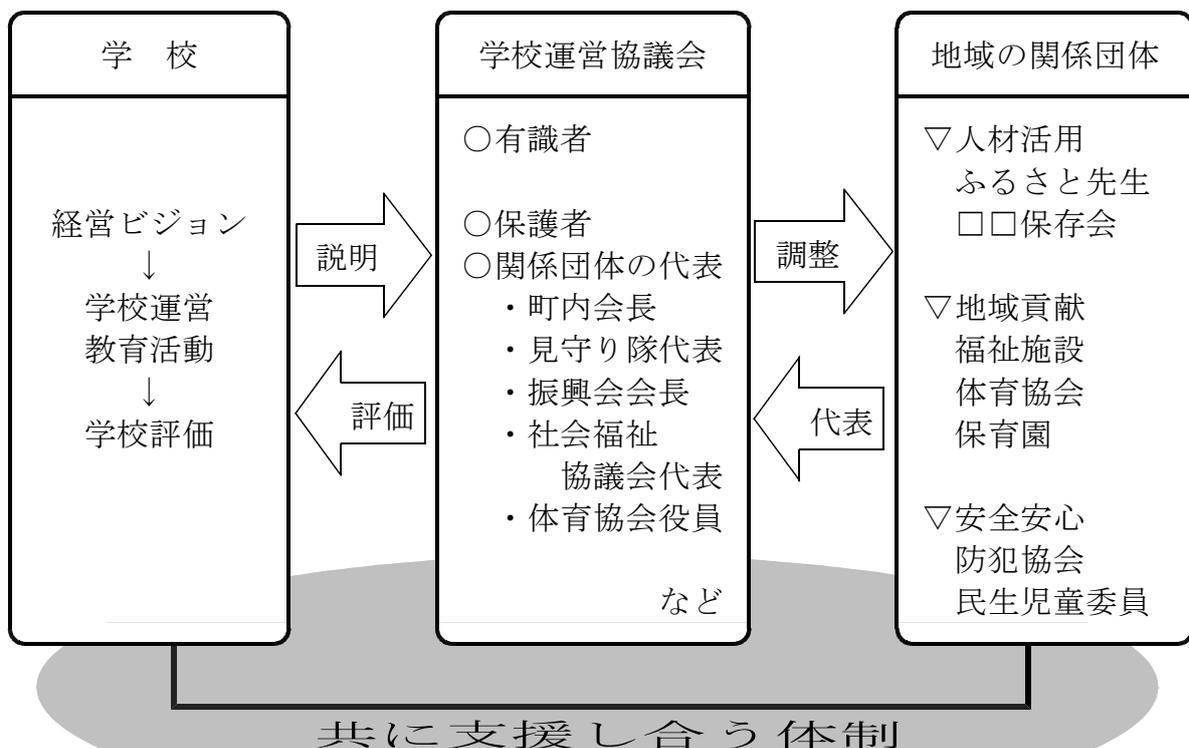
コミュニティ・スクールは、学校運営協議会を設置している学校のことを指し、同協議会は、学校の設置者である市町村教育委員会が設置する。

学校運営協議会は、校長の経営方針に基づき、学校運営に必要な支援について協議する組織であり、コミュニティ・スクールは、保護者や地域の方々からなる各委員が学校とともに知恵を出し合い、地域とともにある学校づくりを目指す仕組みである。

コミュニティ・スクールの導入について、本市では、学校運営協議会が教職員の任用に関する意見を述べるなど具体的な権限を有し、過度な要望等による混乱への課題意識から、その類似制度である学校評議員制度を活用するとともに、絆づくり教育プランの実施などとおして、学校、家庭、地域の三者が協力し、学校教育の充実に努めてきた。

こうした中、平成29年度から、学校運営協議会の設置が努力義務化されるとともに、協議会の役割として、従来の学校運営に関する協議に加え、運営への必要な支援に関する協議も行うなどの見直しにより、平成31年度から全ての市立小・中学校に導入することとした。

2 コミュニティ・スクールのイメージ



3 今後のスケジュール

- 5月 教育委員会定例会で、導入について協議
 - 6月 市議会で、導入について報告
 - 7月 校長会で、導入リーフレットを用いて説明
 - 8月 前期行政経営会議
 - 9～11月 各校ごとの準備作業（内部での共通理解、小中連携）
 - 12月 コミュニティ・スクール説明会（校長、学校評議員の代表1名）
 - 1～2月 各校ごとの準備作業（保護者等への説明など）
- <平成31年度>
- 4月 学校運営協議会委員の推薦（小・中学校）
学校運営協議会委員の任命（市教委）
第1回協議会開催（小・中学校）
 - 9～10月 第2回協議会開催（小・中学校）
コミュニティ・スクール連絡協議会開催（市教委）
※校長、協議会委員の代表
 - 2月 第3回協議会開催（小・中学校）

【参考】学校運営協議会と学校評議員について

	学校運営協議会	(現行) 学校評議員
法令上の根拠	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第47条の6 教育委員会は（中略）学校運営協議会を置くように努めなければならない。	学校教育法施行規則 第49条 学校評議員は設置者の判断により学校に置くことができる。
人数	各小・中学校 10名	各小・中学校 5～6人
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・校長の「学校経営ビジョン」について意見を述べ、承認する。 ・「学校経営ビジョン」の具現化に向けた保護者や地域住民の参画・支援のあり方等について協議するとともに、具体的な支援等が組織的・計画的に実施されるよう関係団体に働きかける。 ・「学校経営ビジョン」の実施状況について評価する。 ※教職員の構成等について、 <u>校長</u> に意見を述べる（ことができる）。	<ul style="list-style-type: none"> ・校長の求めに応じて、学校運営に関する意見を述べる。 ・学校行事、授業参観などの機会をとらえ、学校の様子を見る。 ・学校関係者評価の評価者として、学校経営等を評価する。

※法令では、「...任命権者に...」

御所野学院高等学校の入学者選抜について

1 これまでの経緯

- 平成12年度
）
平成28年度
併設型中高一貫校制度により、学院高校では学力検査等による入学者選抜は実施していない。
【学院中入学時に入学者選抜を実施】
- 平成29年度
連携型中高一貫校としての中学生が学院中学校に入学
【学院中入学時に入学者選抜を実施していない】
- 平成31年度
連携型中高一貫校として入学した生徒が中学3年生となり、平成32年度の高校入学者から入学者選抜を実施する。
学院高校の入学者選抜は、県公立高校の制度を導入し、全県から生徒を募集する。

2 入学者選抜について

- 募集定員

募集定員	選抜別募集人員		
	連携枠	前期	一般
男女80	24 (30%)	10 (12.5%)	46 (57.5%)

- 選抜方法
 - 連携枠による選抜は、調査書、志願理由書および面接の評価に関する資料等による。
 - 前期選抜は、調査書、志願理由書、3教科(国・数・英)の学力検査および面接による。
 - 一般選抜は、調査書、5教科(国・社・数・理・英)の学力検査および面接による。

- ・その他
 - ・連携枠による選抜と前期選抜は同一日に実施
 - ・上記3つの選抜によって定員に満たない場合、2次募集を実施

3 今後のスケジュール

- 6月 市議会で、県の入学者選抜制度を活用することについて報告
- 8月 県との打ち合わせ（公立高校入試説明会における周知の仕方等）
入学者選抜に係る予算を前期行政経営会議へ提案（学院高校）
- 9月 公立高校入試説明会で、御所野学院の入学者選抜について周知

<平成31年度>

- 4月 御所野学院中・高、市教委による打ち合わせ
- 8月 御所野学院高校体験入学（長期休業中）
- 9月 公立高校入試説明会で、御所野学院高校の入学者選抜について説明
9月定例会において、生徒募集公告について協議
生徒募集公告を学事課HPに掲載
- 1月 連携枠における選抜および前期選抜学力検査実施
- 3月 一般選抜学力検査実施
(2次募集実施)

【資料】

平成30年度秋田県公立高等学校募集定員等（中央地区）

No.	学校名	学科名	募集定員	選抜別募集人員	
				前期	一般
13	五城目	普通	男女 105	32	73
14	男鹿海洋	普通	男女 40	12	28
		海洋	男女 35	11	24
		食品科学	男女 35	11	24
15	男鹿工業	機械	男女 35	11	24
		電気電子	男女 35	11	24
		設備システム	男女 35	11	24
16	秋田西	普通	男女 175	40	135
17	金足農業	生物資源	男女 35	11	24
		環境土木	男女 35	11	24
		食品流通	男女 35	11	24
		造園緑地	男女 35	11	24
		生活科学	男女 35	11	24
18	秋田	普通	男女 275	28	247
		理数			
19	秋田北	普通	男女 240	30	210
20	秋田南	普通	男女 240	24	216
21	秋田中央	普通	男女 210	35	175
22	新屋	普通	男女 175	40	135
23	秋田工業	機械	男女 70	21	49
		電気エネルギー	男女 35	11	24
		土木	男女 35	11	24
		建築	男女 35	11	24
		工業化学	男女 35	11	24
25	秋田商業	商業	男女 240	72	168
27	本荘	普通	男女 240	30	210
28	由利	普通	男女 175	43	132
		理数			
		国際			
29	由利工業	機械	男女 35	11	24
		電気	男女 35	11	24
		環境システム	男女 35	11	24
		建築	男女 35	11	24
30	矢島	普通	男女 70	10	60
31	西目	総合学科	男女 140	42	98
32	仁賀保	普通	男女 80	15	65
		情報メディア	男女 35	5	30
中央計			3,140	677	2,463

【平成30年度 秋田県公立高等学校入学者選抜実施要項より】

平成30年度秋田市立小・中学校教科用図書の採択について

1 教科用図書の使用、採択について

(1) 学習指導要領の一部改正を告示（平成27年3月）

- ・ 道德の時間を「特別の教科 道德」（道德科）として位置付ける。
- ・ 道德科に検定教科書を導入する。

(2) 平成30年度使用小学校道德科の教科用図書採択

- ・ 平成29年7月27日 教育委員会定例会

採択対象	学研教育みらい	学校図書	教育出版	光文書院
	廣済堂あかつき	東京書籍	日本文教出版	<u>光村図書【採択】</u>

(3) 平成31年度使用中学校道德科の教科用図書採択

- ・ 平成30年7月 教育委員会定例会にて

採択対象	学研教育みらい	学校図書	教育出版	日本教科書
	廣済堂あかつき	東京書籍	日本文教出版	光村図書

(4) 平成31年度使用小学校全教科の教科用図書採択

- ・ 平成30年7月 教育委員会定例会にて
- ・ 以下の理由から、教科用図書選定委員会を開催せず採択する。
 - ・ 今年度採択する小学校の全教科用図書は、各社改訂版を申請していない。
 - ・ 現在の使用教科用図書に対する小学校からの要望等がない。
 - ・ 来年度、新学習指導要領に対応した新たな教科用図書を採択するため、今年度採択する教科用図書は、1年間限りの使用となる。

2 教科用図書採択地区協議会の設置

都道府県教育委員会は、当該都道府県の区域について、市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域に、教科用図書採択地区を設定しなければならない。

（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律 第12条）

一本県における採択地区一

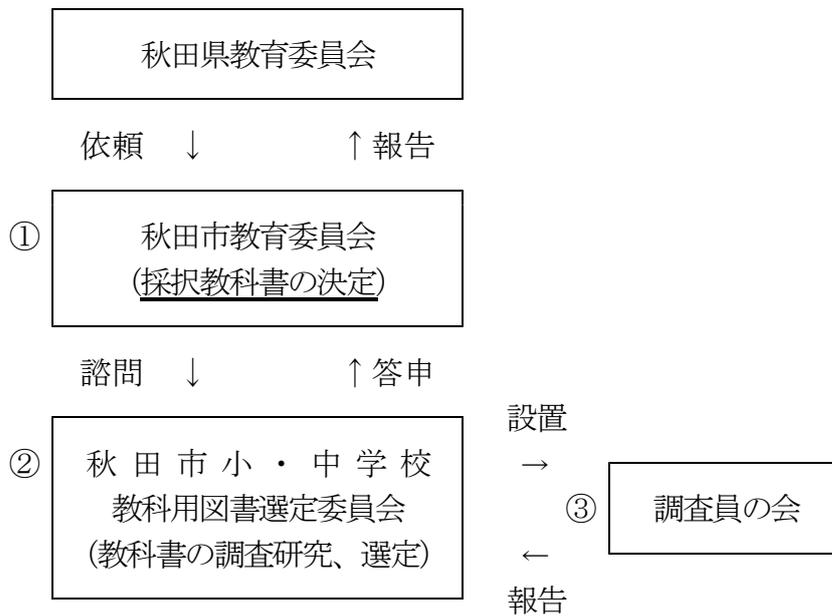
- (1) 鹿角地区 (鹿角市、鹿角郡)
- (2) 大館・北秋田地区 (大館市、北秋田市、北秋田郡)
- (3) 能代・山本地区 (能代市、山本郡)

- (4) 男鹿・潟上・南秋地区 (男鹿市、潟上市、南秋田郡)
- (5) 秋田地区 (秋田市)
- (6) 由利本荘・にかほ地区 (由利本荘市、にかほ市)
- (7) 大仙・仙北地区 (大仙市、仙北市、仙北郡)
- (8) 横手地区 (横手市)
- (9) 湯沢・雄勝地区 (湯沢市、雄勝郡)

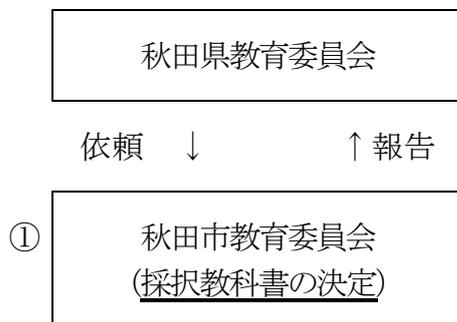
※ 秋田市と横手市は、一市のみによる採択地区のため、採択地区協議会は不要

3 採択の手順（県教委と市教委の関係）

(1) 平成31年度使用中学校道徳科の教科用図書



(2) 平成31年度使用小学校全教科の教科用図書



4 秋田市小・中学校教科用図書選定委員会（道徳科）の構成

- (1) 学識経験者（大学教授） 1名
- (2) 学校関係者（校長） 2名
- (3) 保護者 1名
- (4) 教育委員会事務局職員 1名 計5名

平成30年度 秋田市小・中学校教科用図書選定委員	
学識経験者	
中野良樹	秋田大学教育文化学部教授
学校関係者	
吉原宏保	秋田市立将軍野中学校長
藤垣真紀子	秋田市立泉中学校長
保護者	
吉村昌之	秋田市PTA連合会長
教育委員会事務局職員	
嶋崎公人	秋田市教育委員会教育次長

5 秋田市小・中学校教科用図書選定委員会調査員（道徳科）の構成

- (1) 学校の教員 1名
- (2) 教育委員会事務局職員 2名 計3名

平成30年度 秋田市小・中学校教科用図書選定委員会調査員	
学校の教員	
栗谷郁子	秋田市立飯島中学校 教諭
教育委員会事務局職員	
堀井淑子	秋田市教育委員会 指導主事
佐々木蘭子	秋田市教育委員会 指導主事

6 今後の日程

6月 4日（月） 第1回秋田市小・中学校教科用図書選定委員会
・教育委員会（教育長）から選定委員会に諮問
・教科書採択までのスケジュール等の確認
・調査研究における基準等の確認
・調査員の設置

6月 5日（火） 第1回調査員の会
・各出版社の比較検討（1回目）

6月15日（金） 教科書展示会 会場：秋田県生涯学習センター
～30日（土）

6月25日（月） 第2回調査員の会
・各出版社の比較検討（2回目）
・「調査研究報告書」の作成

7月 5日（木） 第2回秋田市小・中学校教科用図書選定委員会
・調査員による調査研究報告
・各出版社の比較検討、教科書の選定

～答申書の作成～

7月中旬 選定委員会が教育委員会に答申

7月下旬 教育委員会定例会
・教科書の採択

8月上旬 採択教科書を県教育委員会に報告

平成30年度秋田市小・中学校教科用図書選定委員会要綱

(設置)

第1条 秋田市立中学校（以下「学校」という。）において使用する「特別の教科
道徳」に係る平成31年度中学校教科用図書（以下「教科書」という。）に関し
て調査研究することにより、教育委員会が行う教科書採択の適正な実施を図るた
め、秋田市小・中学校教科用図書選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、教科書について調査研究するととも
に、採択することが望ましい教科書を選定し、その結果を教育委員会に答申する
ものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験者、学校関係者、保護者および教育委員会事務局職員のうち
から、教育委員会が委嘱又は任命する。
- 3 委員は、平成30年8月31日をもって解任されるものとする。

(会長および副会長)

第4条 委員会に会長および副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長（最初の会議については、教育長）が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のとき
は、会長の決するところによる。

(委員の責任)

第6条 委員は、委員会の任務を達成するため、公正に調査研究および審議に当た
るとともに、その任務に際し、知り得た秘密を保持しなければならない。

(調査員)

第7条 教科書について専門的な調査研究を行わせるため、調査員若干名を置く。

- 2 調査員は、学校の教員および教育委員会事務局職員のうちから教育委員会が任
命する。
- 3 調査員は、教科書についての調査研究が終了したときは、その結果を委員会に
報告しなければならない。

4 調査員は、前項の報告が終了したときは、解任されるものとする。

(欠格条項)

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、委員および調査員となることができない。

- (1) 教科書、教師用指導書等の著作者又は著作に協力した者
- (2) 配偶者および三親等内の親族が教科書発行者の役員又は従業員である者
- (3) 教科書発行者から金品等を収受したことがある者
- (4) 採択年度を含む過去5年度間に教科書発行者が主催する会議や研修会に参加した者

(委員会の設置期間)

第9条 委員会を置く期間は、委員が委嘱又は任命される日から平成30年8月31日までとする。

(事務局)

第10条 委員会の事務を処理するため、学校教育課に事務局を置く。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年5月18日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成30年8月31日限り、その効力を失う。

平成30年度秋田市教育委員会学校訪問（案）について

1 訪問の目的

学校経営や教育活動の状況を視察し、教職員と懇談することにより、秋田市教育の充実に資する。

2 訪問者

各校を2～4名が訪問する。

教育次長、学校教育課長、教職員室長、学校教育課長補佐のうち1～2名が随
行する。

3 訪問の内容

- (1) 学校経営の重点事項の把握（校長説明による）
- (2) 教育活動および施設・設備等の状況把握（校内一巡による）
- (3) 教職員との懇談

4 訪問の日程

訪問は、午前1校、午後1校とする。

【例】

《午 前》		《午 後》	
10:10～10:25	校長の経営説明	13:30～13:45	校長の経営説明
10:25～11:15	校 内 一 巡	13:45～14:35	校 内 一 巡
11:25～12:15	懇 談	14:45～15:35	懇 談
12:15～	昼食・休憩・移動		

5 その他

- (1) 学校経営説明（校長）
 - ・今年度の学校経営の重点と取組について校長が説明する。
- (2) 校内一巡
 - ・授業の参観および施設設備等（校外施設も含む）の視察をする。
 - ・訪問校は、授業参観の際に全学年を参観できるよう配慮する。
- (3) 懇談
 - ・校長、教頭および他の教職員とのフリートーキングとする。
- (4) 昼食
 - ・午前の訪問校で学校給食を摂る。
- (5) 資料等
 - ・訪問日の5日前を目処に、訪問校が作成した学校訪問資料、前年度の学
校評価、絆づくり教育プランを教育委員に届ける。

秋田市教育委員会学校訪問の実績および予定

平成30年5月25日
学校教育課教職員室

<小学校>

No.	学校名	H26	H27	H28	H29	H30	備考
1	保戸野	◎		◎		◎	H30新校長
2	明徳	◎		◎		◎	H30新校長
3	築山	◎		◎		◎	
4	旭北	◎		◎		◎	H30新校長
5	中通	◎		◎		◎	H30新校長
6	旭南		◎		◎		H30新校長
7	牛島	◎		◎		◎	
8	川尻	◎		◎		◎	
9	旭川		◎		◎		
10	土崎		◎		◎		
11	港北	◎		◎		◎	
12	土崎南	◎		◎		◎	新任校長
13	高清水		◎		◎		H30新校長
14	広面		◎		◎		新任校長
15	日新		◎		◎		H30新校長
16	勝平	◎		◎		◎	H30新校長
	千秋分校		◎		◎		
17	太平		◎		◎		新任校長
18	外旭川	◎		◎		◎	H30新校長
19	飯島	◎		◎		◎	H30新校長
20	下新城		◎		◎		新任校長
21	上新城	◎		◎		◎	
22	浜田	◎		◎		◎	新任校長
23	豊岩		◎		◎		
24	仁井田	◎		◎		◎	
25	四ツ小屋	◎		◎		◎	
26	上北手		◎		◎		
27	下北手		◎		◎		
28	下浜	◎		◎		◎	新任校長
29	金足西		◎		◎		
30	八橋		◎		◎		
31	東		◎		◎		
32	泉		◎		◎		
33	大住		◎		◎		新任校長
34	桜	◎		◎		◎	
35	飯島南	◎		◎		◎	
36	寺内		◎		◎		新任校長
37	御所野		◎		◎		
38	岩見三内	◎		◎		◎	新任校長
39	河辺	◎		◎		◎	
40	戸島		◎		◎		
41	雄和	/	/	◎		◎	新任校長
42	川添	◎	/	/	/	/	/
43	種平	◎	/	/	/	/	/
44	戸米川		◎	/	/	/	/
45	大正寺		◎	/	/	/	/
	計	22	23	22	20	22	

<中学校>

No.	学校名	H26	H27	H28	H29	H30	備考
1	秋田東	◎		◎		◎	H30新校長
2	秋田南		◎		◎		
3	山王	◎		◎		◎	
4	土崎	◎		◎		◎	H30新校長
5	秋田西		◎		◎		
6	太平	◎		◎		◎	新任校長
7	外旭川		◎		◎		
8	秋田北	◎		◎		◎	H30新校長
9	豊岩		◎		◎		新任校長
10	城南		◎		◎		新任校長
11	下北手	◎		◎		◎	
12	下浜		◎		◎		H30新校長
13	城東		◎		◎		
14	泉		◎		◎		
15	将軍野	◎		◎		◎	
16	御野場	◎		◎		◎	H30新校長
17	勝平	◎		◎		◎	
	千秋分校		◎		◎		
18	飯島		◎		◎		
19	桜	◎		◎		◎	
20	御所野学院		◎		◎		
21	岩見三内	◎		◎		◎	新任校長
22	河辺		◎		◎		新任校長
23	雄和		◎	◎		◎	H30新校長
	計	11	13	12	12	12	

<高校等>

No.	学校名	H26	H27	H28	H29	H30	備考
1	秋田商業		◎		◎		H30新校長
2	御所野学院	◎		◎		◎	
3	美大附属		◎		◎		
	計	1	2	1	2	1	

総計 34 38 35 34 35

H30年度は、岩見三内小中、雄和小中と一緒に訪問するため、実質は33校の訪問となる。

<教育施設>

- H20 自然科学学習館(ALVE)
- H21 西部市民サービスセンターWESTA
- H22 太平山自然学習センター
- H23 秋田きらり支援学校
- H24 秋田市教育研究所(教職員研修の実際)
- H25 千秋美術館
- H26 サンパル
- H27 秋田城趾資料館、如斯亭
- H28 すくうる・みらい
- H29 自然科学学習館(ALVE)
- H30 太平山自然学習センター

平成30年度秋田市教育委員会学校訪問日程(案)

平成 30 年 5 月 25 日

学校教育課教職員室

No.	期日	班	訪問校		教育委員					教育次長		随行		
			午前 10:10~12:15	午後 13:30~15:35	佐藤 教育長	石田 委員	加藤 委員	高堂 委員	進藤 委員	坂本 次長	嶋崎 次長	坂谷 課長	三浦 室長	長谷山 補佐
1	7/17(火)	A	桜小	桜中			○		○	○			○	
		B	岩見三内小・中	太平中	○	○		○				○		
2	7/18(水)	A	下浜小	施設見学 (まんたらめ)			○	○					○	
		B	築山小		○	○			○			○		
3	7/19(木)	A	施設見学 (まんたらめ)	/	○	○	○	○	○				○	
		B		/										
4	8/30(木)	A	将軍野中	下北手中				○	○				○	
		B	仁井田小	牛島小	○	○	○					○		
5	10/31(水)	A	雄和小・中	/	○		○		○				○	
		B	河辺小	/		○		○		○				○
6	11/7(水)	A	山王中	旭北小	○	○			○			○		
		B	飯島小	飯島南小			○	○			○			
7	11/8(木)	A	土崎南小	秋田北中		○			○					○
		B	/	御所野学院高	○		○	○					○	
8	11/14(水)	A	川尻小	保戸野小	○		○	○		○			○	
		B	秋田東中	明德小		○			○					○
9	11/15(木)	A	外旭川小	上新城小	○		○		○				○	
		B	浜田小	勝平小		○		○			○			
10	11/21(水)	A	港北小	土崎中		○			○				○	
		B	御野場中	四ツ小屋小	○		○	○						○
11	11/28(水)	A	勝平中	/	○	○			○					○
		B	中通小	/			○	○			○			

※施設見学(まんたらめ)の期日については、児童の活動内容が決定する6月中旬にお知らせします。

平成30年度「新成人のつどい」実施方針（案）について

1 事業の目的

新成人の門出を祝福する記念行事をとおして、これからの社会を担う新成人としての責任と自覚を促すとともに、ふるさと秋田への誇りや愛着を高める機会とする。

2 主 催

秋田市 秋田市教育委員会

3 協 力

平成30年度秋田市新成人のつどい運営協力委員会

4 期 日

平成31年1月13日（日曜日）

5 会 場

CNAアリーナ★あきた（市立体育館）

6 参加対象者

平成10年4月2日から平成11年4月1日までに出生し、過去又は現在秋田市に居住した者および秋田市に学校や勤務先があり、秋田市外から通っている者とする。

7 実施内容

式典（国歌斉唱、市長祝辞、新成人の抱負、万歳三唱）とアトラクションの内容で構成し、市民各層からのお祝いメッセージ等を組み入れて実施する。

※アトラクションの詳細内容は、新成人による運営協力委員会で企画する。

8 新成人への周知

事業の円滑な運営を図るため、広報あきたや新成人へ送付する案内はがき等により事業内容等について周知する。

9 警備体制

会場周辺の警備および敷地内の点検に加え、会場内での対応について、秋田中央警察署との協議を踏まえ、体制を整える。

10 運営協力委員会の設置

新成人による運営協力委員会を設置し、積極的に企画・運営等に参画する。

※ 今後のスケジュール

平成30年	
5月25日	実施方針の協議【教育委員会定例会】
5月下旬	実施方針の決定
6月中旬～7月上旬	運営協力委員の募集・決定
7月下旬～	運営協力委員会開催 (月に1回の間隔で開催)
11月中旬	新成人対象者へ案内はがき郵送
11月下旬	開催要項の協議【教育委員会定例会】 開催要項の決定
12月上旬	開催案内 (広報あきた等掲載) (来賓等へ案内)
平成31年	
1月13日	新成人のつどい開催

平成30年度の教育委員会事務の点検・評価について

1 趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項の規定に基づき、教育委員会の所管する事務の管理および執行の状況について点検・評価を行い、その結果を報告書にまとめ議会に提出するとともに、公表するもの。

2 実施方針

平成29年度の施策・事業等を対象とし、教育ビジョンの施策体系に基づいて、当該年度の主要な施策・事業を選定し実施する。

(1) 施策・事業等の選定

昨年度の教育委員会4月定例会において議決された「平成29年度秋田市の教育について」から「平成29年度の主要な施策・事業」を選定する。

(2) 報告書の構成（別紙様式参照）

- ①「実績および成果（自己評価）」
- ②「今後の課題と対応（H30年度以降の取組の方向性）」
- ③「（当該年度の）学識経験者の意見等」

3 学識経験者

秋田市教育ビジョン検討委員会から人選する。

学校教育関係：佐藤修司 秋田大学大学院教育学研究科 教授

社会教育関係：原 義彦 秋田大学大学院教育学研究科 教授

4 主な作業スケジュール

5月25日	教育委員会5月定例会：実施方針の報告
7月下旬	教育委員会7月定例会：事務局案の提示、意見募集依頼
8月下旬	教育委員会8月定例会：最終案の提示 学識経験者から意見聴取（～9月上旬）
9月下旬	教育委員会9月定例会：点検・評価報告書議決 市議会に報告

平成30年度 教育委員会事務の点検・評価報告書 様式

目標1	志を持ち「徳・知・体」の調和がとれた子どもをはぐくむ学校教育の充実
施策の方向性2	確かな学力の育成
施策1	学習指導の充実

施策・事業	内容	実績および成果 (自己評価)	今後の課題と対応 (取組の方向性)
小・中学校情報教育環境の整備 (学事課)	教育の情報化を推進するため、小・中学校の教育情報ネットワークシステムおよび情報機器などのICT環境を整備する。	(記載例) 小学校において〇〇台、中学校において〇〇台のパソコンを更新し、情報機器の適切な維持管理に努めた。 ※本事業については、29年度の点検・評価報告書において、学識経験者の意見として「ICT活用のために、設備の継続的な整備が必要である」との意見をいただいております、それを踏まえた記載内容とする。	(記載例) 学校における情報機器の適切な維持管理を行うため、小学校において〇〇台、中学校において〇〇台のパソコンを更新する。

【学識経験者の意見等】

--

学校閉庁日について

1 目的

教職員の負担を軽減するとともに、ワーク・ライフ・バランスの充実を図る。

2 内容

(県) 長期休業中に、学校閉庁日を3日以上設定する。
(市) 同上

(1) 学校閉庁日は、日直を置かず、原則として学校の業務を一斉に休止する日とする。

(2) 秋田市教育委員会が、長期休業中の3日以上を定める。
・平成30年度は、8月13日(月)～8月15日(水)とする。
なお、秋田商業高校、御所野学院高校、美大附属高等学院については、学校が独自に3日以上の日を定め、市教委に報告する。

(3) 各職員の夏季休暇、振替週休日、リフレッシュ休暇、年次等を充てる。

(4) その他
やむを得ず出勤することとなった場合の勤務は、週休日に準ずる。

※その他「やむを得ず出勤することとなった場合」とは、地域行事等への参加を意味する。

また、「週休日に準ずる」とは、休暇を振り替えるなどの対応を意味する。

3 今後のスケジュール

- (1) 5月定例会で報告 …………… 5月25日(金)
- (2) 6月校長会で周知…………… 6月1日(金)
- (3) 市立小・中学校へ通知文発送…………… 6月上旬
- (4) 運用……………夏季休業中(8/13～15)